

○保険医療機関等に対する指導及び監査の取扱いについて

平成10年3月18日付け保険発第36号 各都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長・国民健康保険主管課(部)長あて厚生省保険局医療課長通知

保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)又は保険医若しくは保険薬剤師(以下「保険医等」という。)に係る指導及び監査については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号)により取り扱っているところであるが、最近、保険医療機関における不祥事が発生し、国民の医療に対する信頼を失いかねない事態となっていること等を踏まえ、今後の保険医療機関等の指導及び監査については、不正請求の防止及び老人医療費の適正化を最重点課題として実施されたい。

したがって、都道府県個別指導については、集团的個別指導に優先して実施するとともに、対象となる保険医療機関等の選定に当たっては、下記により取り扱うこととされたい。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、実施日の概ね1週間から10日前に通知することとし、特に悪質な保険医療機関等に対する監査の実施については、必要に応じ、監査の当日に通知を持参することとされたい。

記

1. 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、都道府県個別指導が必要と認められた保険医療機関等
2. 個別指導の結果、指導大綱第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関等又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関等
3. 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関等
4. 医療監視の結果、問題があった保険医療機関等
5. 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関等
6. 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関等
7. 会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関等
8. 1件当たりの点数の高い保険医療機関等
9. 新規指定保険医療機関等